

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害者福祉関係法令に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、障害者福祉関係法令に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

本巢市長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉関係法令に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉関係法令に基づき、障害者手帳の交付、障害者福祉サービス及び障害児通所給付等の支給、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給、自立支援医療の支給等の事務を行っている。</li> <li>・特定個人情報は以下の事務に利用している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</li> <li>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、内閣官房の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。</li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	障害者福祉システム(G-Trust)、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉システム(G-Trust)特定個人情報ファイル、団体内統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表項9、20、21、22、50、51、67、117
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155の項 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15、16、37、75、93、119、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	健康福祉部福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巢市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7752
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-7752
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスについては、業務内容に応じたアクセス権限を設定し、管理者により適切に付与・変更・廃止を行っている。 利用者は個別に付与されたID及びパスワードにより認証を行い、共有は禁止している。 また、アクセスログを取得し、不正アクセスの有無について確認できる体制を整備している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	I-1-②事務の概要	①身体障害者手帳の交付の申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務	①身体障害者手帳の交付の申請の受理	事後	
平成28年5月1日	I-1-②事務の概要	④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての審査、応答に関する事務	④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理	事後	
平成28年4月1日	I-5-②所属長	溝口 信司	三浦 直	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年6月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の様式変更による追加記載	平成30年4月1日時点	令和元年5月31日時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月1日	I-7請求先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752	事後	
令和2年6月1日	I-8連絡先	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7752	事後	
令和2年6月1日	II-1いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II-2いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-①部署	健康福祉部福祉敬愛課	健康福祉部福祉支援課	事後	
令和6年8月9日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	健康福祉部福祉敬愛課長	健康福祉部福祉支援課長	事後	
令和6年8月9日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巣市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7752	本巣市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7752	事後	
令和6年8月9日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巣市 健康福祉部 福祉敬愛課 〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7752	本巣市 健康福祉部 福祉支援課 〒501-0491 岐阜県本巣市早野255番地 058-323-7752	事後	
令和6年8月9日	II-1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年8月9日	II-2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和7年3月27日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番11	番号法第9条第1項、別表項20	事後	
令和7年3月27日	II-1いつ時点の計数か	令和6年8月1日時点	令和7年3月27日時点	事後	
令和7年3月27日	II-2いつ時点の計数か	令和6年8月1日時点	令和7年3月27日時点	事後	
令和8年3月27日	評価書名、I 関連情報1~4、IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	身体障害者福祉法に関する事務についての記載	障害者福祉関係法令に関する事務についての記載 ※システム標準化に伴い、身体障害者福祉法に関する事務以外の事務についても特定個人情報保護評価の対象となることから、全体の記	事前	
令和8年3月27日	II-1いつ時点の計数か	令和7年3月27日時点	令和8年3月27日時点	事前	
令和8年3月27日	II-2いつ時点の計数か	令和7年3月27日時点	令和8年3月27日時点	事前	